

公契約における適正な受注による企業の健全経営及び適正な労働条件の確保を求める意見書

国や地方自治体の公共事業における競争入札で、過当競争による安値受注が深刻化し、受託企業の経営を圧迫するだけでなく、そこに働く労働者の賃金・労働条件の著しい低下を招く問題が生じている。また、安値の落札による質の低下で、結果的に住民サービスが低下することなどの弊害が見受けられる。

特に建設業においては、元請と下請という重層的な関係の中で、建設労働者の賃金体系は現在も確立されておらず、加えて近年の公共事業の減少などによる受注競争の激化で施工単価や労務費が引き下げられることもあり、建設業の経営や建設労働者の生活は不安定なものとなっている。

平成12年11月に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が制定されたが、「地域の雇用と経済を支える優良な中小・中堅建設業者の受注機会が確保されるよう配慮するとともに、建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われるよう努めること。いわゆるダンピング受注は、手抜き工事、下請へのしお寄せ等につながりやすく、また、建設業の健全な発達を阻害するので的確に排除し、公共工事の品質の確保を図ること」などの附帯決議がなされている。さらに諸外国では、公共工事に係る賃金の確保等を定める「公契約法」の制定が進んでいる。

よって、国におかれては、次の事項について早急に措置を講じられるよう、強く要望する。

1. 公共事業において建設業の健全な経営並びに建設労働者の適正な賃金や労働条件が確保されるよう「公契約法」の制定を検討すること。
2. 適正な請負価格を担保し、建設業の経営安定を図るため、国における入札・契約制度を改善し、低入札価格調査基準を改め、最低制限価格及び失格判断基準価格の導入を検討すること。
3. 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の附帯決議事項について実効ある施策を講じること。
4. 適正な競争のもとで公共工事の品質を確保し、地域における建設業の持続的な発展が可能となるよう、その振興・育成に十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年9月24日

大 垣 市 議 会